

# 告示

## 埼玉県告示第五十三号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十日

埼玉県知事 上田清司

川越市	平成二十六年 地籍簿	九枚 高階第三（大字 藤間、大字砂新 田の各一部）	平成二十九年 一月十六日
調査を行った者の名称	調査を行った地名	調査を行った地区	調査を行った年月日